

練馬区都市計画審議会関係規程集

平成23年12月15日

目 次

1 審議会関係

- (1) 都市計画法抜粋 P. 1
- (2) 練馬区まちづくり条例（都市計画審議会関連規定抜粋） P. 3～4
- (3) 練馬区都市計画審議会運営要綱 P. 5～8

招集通知や傍聴手続等の審議会の運営について、第180回都市計画審議会（平成23年11月開催）で議決し策定した要綱です。

2 部会関係

- (1) 練馬区まちづくり条例・規則対応表 P. 9
（部会関連規定抜粋）
- (2) 練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会設置要綱 P. 11～12
住民からのまちづくり提案や区が重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に策定する重点地区まちづくり計画などについて審議する部会の設置要綱です。なお、昨年度は4回開催しており、もっとも開催頻度の多い部会です。
- (3) 練馬区都市計画審議会開発調整担当部会設置要綱 P. 13～14
開発事業に係る紛争調整の調停に関する事項を処理する部会の設置要綱です。なお、これまで開催の実績はありません。
- (4) 練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会設置要綱 P. 15～17
都市計画の高度地区によって定められている建築物の高さの最高限度の特例許可や、建築物の模様替、色彩の変更等の届出に対し区の景観計画に適合しない場合に行う勧告等について審議する部会の設置要綱です。なお、高度地区の特例許可については、本年度、練馬清掃工場の建替について審議した実績があります。景観については、本年8月に景観計画を施行してからまだ4か月と期間が短いこともあり、審議の実績はありません。

3 公聴会関係

- (1) 練馬区まちづくり条例・規則対応表 P. 19
（公聴会関連規定抜粋）

地区計画を除く都市計画の原案の手続および重点地区まちづくり計画の案の手続の際に、区民の方々からの申出により、区へ直接ご意見を述べていただく機会を設けるために開催するものです。なお、直近では本年4月に、光が丘一団地の住宅施設の変更および関連案件として光が丘地区地区計画の決定の原案について、公聴会を開催しました。

都市計画法（市町村都市計画審議会関連規定抜粋）

（市町村都市計画審議会）

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

練馬区まちづくり条例（都市計画審議会関連規定抜粋）

第7章 組織

（設置）

第127条 法第77条の2第1項の規定に基づき、審議会を置く。

（所掌事項）

第128条 審議会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 法第77条の2第1項に規定する事項、この条例または練馬区景観条例の規定によりその権限に属させられた事項およびまちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 法第77条の2第2項に規定する事項およびまちづくりに関する事項について、区長に意見を述べること。
- (3) 第100条に規定する調停について調査審議し、調停案を作成すること。

（組織）

第129条 審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
 - (2) 区議会議員 9人以内
 - (3) 住民の代表者 13人以内
 - (4) 関係行政機関に勤務する職員 3人以内
- 2 前項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、専門の事項を調査させるために必要があるときは、審議会に専門委員若干名を置くことができる。
 - 4 臨時委員および専門委員は、区長が委嘱する。

（委員の任期）

第130条 前条第1項第1号および第3号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査期間とする。

（会長および副会長）

第131条 審議会に会長および副会長を各1人置く。

- 2 会長および副会長は、第129条第1項第1号の委員のうちからそれぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第132条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第133条 審議会は、第128条各号に掲げる所掌事項に係る調査審議のため必要があると認めるときは、区に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第134条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(部会)

第135条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項および審議会の議決により付託された事項を処理するため、審議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、専門の知識および経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 5 部会は、審議会の求めがあつたときは、必要な事項を報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織および運営について必要な事項は、規則で定める。

(幹事)

第136条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会務について、会長および委員を補佐する。

(庶務)

第137条 審議会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第138条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

練馬区都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）第 138 条の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、審議会を召集しようとするときは、日時、場所その他必要な事項を開催の日の 2 週間前までに、条例第 129 条第 1 項の委員（以下「委員」という。）ならびに当該議案に関係のある同条第 2 項の臨時委員および同条第 3 項の専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(欠席)

第 3 条 委員等は、前条の規定による招集の通知を受けた場合において、事故その他の理由で出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第 4 条 条例第 129 条第 1 項第 4 号に掲げる委員が事故のため審議会に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を会長に申し出るとともに、委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関の課長職相当以上の者で、当該委員があらかじめ指名するものとする。

(座席)

第 5 条 委員等の座席は、あらかじめ、会長が定める。

(案件表)

第 6 条 会長は、議案の審議順序等を記載した案件表を作成し、委員等に配付するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第 7 条 議事は、つぎの順序により行うものとする。

- (1) 議題の宣言
- (2) 議案の説明

- (3) 質疑応答
 - (4) 討論
 - (5) 採決
 - (6) 報告事項の説明
 - (7) 質疑応答
- (発言の制止等)

第8条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、または議事を中止することができる。

(退席)

第9条 委員等は、会議中退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員等は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(答申)

第11条 会長は、会議において議決した事項を、遅滞なく区長に答申しなければならない。

(議事録)

第12条 会長は、つぎに掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、発言者名を除き公開とする。ただし、当該議事録に練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第7条各号に該当する事項が記載されているときは、この限りでない。

(会議開催の事前公表)

第13条 会議の開催は、原則として開催の日の2週間前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴者の数)

第14条 傍聴者の数は、傍聴席の席数を限度とする。

(傍聴者への配布資料)

第15条 会議資料は、会議開始時に会場にて傍聴者に配布することができる。

ただし、審議会の開催の日以降に、当該案件の内容を縦覧に供する予定のもの、この限りでない。

2 前項により配布した資料は回収しない。

(傍聴の申込方法等)

第16条 審議会を傍聴しようとする者は、会議当日、会場にて、会議開始予定時刻の30分前から10分前までに、住所、氏名および連絡先電話番号等を傍聴申込票に記入しなければならない。

2 傍聴者の決定は、傍聴を申し込んだ者のうちから先着順に行う。

(傍聴席)

第17条 傍聴席は、あらかじめ、会長が定める。

(傍聴することができない者)

第18条 つぎの各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 拡声器、マイクの類を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット、腕章（報道関係者が着用する腕章を除く。）の類を所持し、または着用している者
- (5) ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第19条 傍聴者は、つぎに掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 会議場内における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場内では静粛にし、発言、私語等をしないこと。
- (3) 飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、トランシーバー、ラジオ、パソコン、携帯音楽プレーヤーの類は電源を切ること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、審理の妨害となる行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第20条 傍聴者は、会議場において写真、動画等を撮影し、または録音等を行うときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(秩序の維持)

第 21 条 会長は、傍聴者に対し、会議の秩序を維持し、円滑な審理を確保するため必要な指示をし、または係員に指示をさせることができる。

2 傍聴者は、会長および係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の入退場)

第 22 条 会議中における入場は原則として認めない。

2 条例第 134 条ただし書の規定により、会議を非公開としたときは、傍聴者は速やかに退場しなければならない。

3 会長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱)

第 23 条 報道関係者には、第 14 条および第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴させなければならない。

(部会の運営)

第 24 条 条例第 135 条第 1 項の規定に基づく部会の運営について必要な事項は、別に定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

練馬区まちづくり条例・規則対応表（部会関連規定抜粋）

条 例	規 則
<p>(部会) 第 135 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項および審議会の議決により付託された事項を処理するため、審議会に部会を置く。 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。 3 前項に規定するもののほか、部会に特別委員を置くことができる。 4 特別委員は、専門の知識および経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。 5 部会は、審議会の求めがあったときは、必要な事項を報告しなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織および運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(部会の設置等) 第 78 条 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、常設の部会(以下「常任部会」という。)を設置するものとする。 2 審議会は、部会について、その担任する事項を定め、臨時の部会(以下「臨時部会」という。)を設置することができる。</p> <p>(部会の組織) 第 79 条 部会は、審議会の委員および条例第 135 条第 3 項に規定する特別委員(以下「特別委員」という。)おおむね 10 人以上をもって組織する。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(部会の委員の任期) 第 80 条 常任部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第 2 号に掲げる常任部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。 (1) 審議会の委員(条例第 129 条第 1 項第 1 号および第 3 号の委員に限る。)である常任部会の委員 審議会の委員の任期 (2) その他の常任部会の委員 2 年 2 臨時部会の委員の任期は、当該部会の設置期間とする。</p> <p>(部会長および副部会長) 第 81 条 部会に部会長および副部会長を各 1 人置く。 2 部会長および副部会長は、部会の委員のうちからそれぞれ部会の委員の互選により定める。 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議) 第 82 条 部会の会議、部会長が招集する。 2 部会は、部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 部会の議事は、出席した部会の委員の 3 分の 2 以上をもって決する。</p> <p>(意見聴取等) 第 83 条 部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、区に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。</p> <p>(会議の公開) 第 84 条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>(幹事) 第 85 条 部会に幹事若干名を置く。 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。 3 幹事は、会務について、部会長および部会の委員を補佐する。</p> <p>(庶務) 第 86 条 部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。</p> <p>(部会の運営に関する委任) 第 87 条 第 78 条から前条までに規定するもののほか、部会の運営について必要な事項は、審議会が定める。</p>

練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会設置要綱

(部会の設置)

第 1 条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成 18 年 3 月練馬区規則第 26 号）第 78 条第 1 項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会（以下「提案部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 提案部会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）の規定により部会の権限に属させられた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画およびまちづくりに関する事項について、審議会の議決により調査し、および審議し、回答すること。

(提案部会の組織)

第 3 条 提案部会は、次条第 1 項の規定により任命された委員および条例第 135 条第 3 項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね 10 人程度をもって組織する。

2 提案部会の委員は、学識経験のある者、住民の代表者、まちづくり活動を行っている団体からの推薦を受けた者等により組織する。

(提案部会の委員の指名等)

第 4 条 審議会の委員である提案部会の委員は、条例第 135 条第 2 項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、条例第 135 条第 4 項の規定により区長が委嘱する。

(提案部会の委員の任期)

第 5 条 提案部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第 2 号に掲げる提案部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 審議会の委員である提案部会の委員 審議会の委員の任期
- (2) 特別委員 2 年以内で審議会の会長が指定する期間

2 提案部会の委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(部会長および副部会長)

第 6 条 提案部会に部会長および副部会長を各 1 人置く。

2 部会長および副部会長は、提案部会の委員のうちからそれぞれ提案部会の委

員の互選により定める。

3 部会長は、提案部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(提案部会の会議)

第7条 提案部会は、部会長が招集する。

2 提案部会は、提案部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 提案部会の議事は、出席した提案部会の委員の3分の2以上をもって決する。

(報告)

第8条 提案部会は、第2条第1号に規定する事項について、区長の諮問に応じて答申をしたときは、その内容、経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 提案部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 提案部会の会議は、公開とする。ただし、提案部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 提案部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および提案部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 提案部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、提案部会の運営について必要な事項は、提案部会が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年1月31日 19練都計審第9号)

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

付 則 (平成23年6月30日 23練都計審第9号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

練馬区都市計画審議会開発調整担当部会設置要綱

(部会の設置)

第 1 条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成 18 年 3 月練馬区規則第 26 号）第 78 条第 1 項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会開発調整担当部会（以下「開発部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 開発部会は、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。）第 100 条第 2 項および第 3 項の規定により、審議会に付された調停に関する事項について処理するものとする。

(開発部会の組織)

第 3 条 開発部会は、次条第 1 項の規定により任命された委員および条例第 135 条第 3 項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね 5 人程度をもって組織する。

2 開発部会の委員は、都市計画、建築、法律等にすぐれた経験と知識を有する者により組織する。

(開発部会の委員の指名等)

第 4 条 審議会の委員である開発部会の委員は、条例第 135 条第 2 項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、条例第 135 条第 4 項の規定により区長が委嘱する。

(開発部会の委員の任期)

第 5 条 開発部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第 2 号に掲げる開発部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(1) 審議会の委員である開発部会の委員 審議会の委員の任期

(2) 特別委員 2 年以内で審議会の会長が指定する期間

2 開発部会の委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(部会長および副部会長)

第 6 条 開発部会に部会長および副部会長を各 1 人置く。

2 部会長および副部会長は、開発部会の委員のうちからそれぞれ開発部会の委員の互選により定める。

- 3 部会長は、開発部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開発部会の会議)

第7条 開発部会は、部会長が招集する。

- 2 開発部会は、開発部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 開発部会の議事は、出席した開発部会の委員の3分の2以上をもって決する。

(報告)

第8条 開発部会は、区長に調停案を送付したときおよび合意が成立する見込みがない旨の通知をしたときは、その内容、調停の経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 開発部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員その他の関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 開発部会の会議は、公開とする。ただし、開発部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 開発部会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会務について、部会長および開発部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 開発部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、開発部会の運営について必要な事項は、開発部会が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年1月31日 19練都計審第9号)

この要綱は、平成20年1月31日から施行する。

付 則 (平成23年6月30日 23練都計審第9号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会設置要綱

(部会の設置)

第1条 練馬区まちづくり条例施行規則（平成18年3月練馬区規則第26号）第78条第1項の規定に基づき、練馬区都市計画審議会（以下「審議会」という。）に練馬区都市計画審議会高度地区評価・景観部会（以下「評価・景観部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 評価・景観部会の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 東京都市計画高度地区(平成20年3月7日練馬区告示第179号)の規定による建築物の高さの最高限度の許可（以下「高さの最高限度の許可」という。）に関する区長からの意見照会について審議し、および評価し、回答すること。
- (2) 練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号。以下「景観条例」という。）第14条第1項、第15条および第17条第2項の規定により、審議会に付された区長からの意見照会について、調査し、および審議し、回答すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東京都市計画高度地区および景観条例第10条の規定による行為の届出に関する事項について、審議会の議決により、調査し、および審議し、回答すること。

(評価・景観部会の組織)

第3条 評価・景観部会は、次条第1項の規定により任命された委員および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「まちづくり条例」という。）第135条第3項に規定する特別委員（以下「特別委員」という。）おおむね7人程度をもって組織する。

2 評価・景観部会の委員は、都市計画、建築、景観、法律等に優れた経験と知識を有する者により組織する。

(評価・景観部会の委員の指名等)

第4条 審議会の委員である評価・景観部会の委員は、まちづくり条例第135条第2項の規定に基づき審議会の会長が指名する。

2 特別委員は、まちづくり条例第135条第4項の規定により区長が委嘱する。

(評価・景観部会の委員の任期)

第5条 評価・景観部会の委員の任期はつぎのとおりとし、第2号に掲げる評価・景観部会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 審議会の委員である評価・景観部会の委員 審議会の委員の任期
- (2) 特別委員 2年以内で審議会の会長が指定する期間

2 評価・景観部会の委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(部会長および副部会長)

第6条 評価・景観部会に部会長および副部会長を各1人置く。

- 2 部会長および副部会長は、評価・景観部会の委員のうちからそれぞれ評価・景観部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、評価・景観部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価・景観部会の会議)

第7条 評価・景観部会は、部会長が招集する。

- 2 評価・景観部会は、評価・景観部会の委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 評価・景観部会の議事は、出席した評価・景観部会の委員の3分の2以上をもって決する。

(報告)

第8条 評価・景観部会は、第2条第1号および第2号に規定する回答をしたときは、その内容、審議の経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第9条 評価・景観部会は、所掌事項の処理のため必要があると認めるときは、以下の者に対して、評価・景観部会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

- (1) 練馬区(以下「区」という。)に勤務する職員
- (2) 高さの最高限度の許可の申請者
- (3) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第3項の規定による勧告をしようとする者
- (4) 法第17条第1項または同条第5項の規定による必要な措置を命じようとする者

(5) 景観条例第16条の規定による事前協議をした者

(6) 前各号に掲げる者のほか評価・景観部会が必要と認める者
(会議の公開)

第10条 評価・景観部会の会議は、公開とする。ただし、評価・景観部会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第11条 評価・景観部会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会務について、部会長および評価・景観部会の委員を補佐する。

(庶務)

第12条 評価・景観部会の庶務は、環境まちづくり事業本部都市整備部において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、評価・景観部会の運営について必要な事項は、評価・景観部会が定める。

付 則

この要綱は、東京都市計画高度地区の告示の日から施行する。

付 則(平成23年6月30日23練都計審第9号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

練馬区まちづくり条例・規則対応表（公聴会関連規定抜粋）

条 例	規 則
<p>(都市計画の案等の作成手続)</p> <p>第7条 区長は、都市計画の案(地区計画等に係るもの(以下「地区計画等の案」という。))を除く。以下同じ。)を作成しようとするときは、その旨およびつぎに掲げる事項を公告し、当該都市計画の案の内容となるべき事項(以下「都市計画の原案」という。)に当該都市計画を決定しようとする理由または変更しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供し、規則で定めるところにより公聴会を開催するものとする。</p> <p>4 法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。</p> <p>5 区長は、第1項の縦覧期間満了の日までに前項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないことができる。</p> <p>(重点地区まちづくり計画の案の作成)</p> <p>第44条</p> <p>2 区長は、重点地区まちづくり計画の案を作成したときは、部会の意見を聴いたうえ、その旨およびつぎに掲げる事項を公表し、当該重点地区まちづくり計画の案に当該重点地区まちづくり計画を決定する理由書を添えて、当該公表の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供し、説明会および公聴会を開催するものとする。</p> <p>4 住民等は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。</p> <p>5 区長は、第2項の縦覧期間満了の日までに前項の規定による申出がなかったときは、公聴会を開催しないことができる。</p>	<p>(公聴会の議長)</p> <p>第5条 公聴会の議長は、条例第127条の規定により設置された練馬区都市計画審議会(以下「審議会」という。)の委員のうちから区長が指名した者をもって充てる。</p> <p>2 議長は、公聴会を主宰する。</p> <p>3 議長は、公正かつ適正にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>(公述の申出等)</p> <p>第6条 条例第7条第4項または条例第44条第4項に規定する申出(以下「公述の申出」という。)は、公聴会公述申出書(第1号様式)により行わなければならない。</p> <p>2 区長は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、前項の規定により公述の申出を行った者(以下「公述申出人」という。)のうちから公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。</p> <p>3 区長は、前項の規定により公述人を選定したときは、選定結果について公述申出人に書面により通知するものとする。</p> <p>4 区長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、あらかじめ公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限することができる。</p> <p>5 区長は、前項の規定により公述時間を制限したときは、その旨を公述人に書面により通知するものとする。</p> <p>6 区長は、必要があると認めるときは、議長と協議し、専門の知識を有する者、関係行政機関の職員その他参考人の公聴会への出席を求め、その意見を聴き、または説明を求めることができる。</p> <p>(公述に対する質疑)</p> <p>第7条 議長は、公述の内容を明らかにするために、当該公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 議長は、公述の内容を明らかにするために必要があると認めるときは、練馬区(以下「区」という。)に対して事実関係等の確認を求めることができる。</p> <p>(公聴会の傍聴)</p> <p>第8条 公聴会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、申し出なければならない。</p> <p>2 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。</p> <p>(公聴会の秩序維持)</p> <p>第9条 議長は、公述人の意見が公聴会に係る都市計画の原案または重点地区まちづくり計画の案に関する事項の範囲を超えたとき、あらかじめ区長が指定した公述時間を超えたときまたは公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、または退場を命じることができる。</p> <p>2 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、または不穏当な言動をした者を退場させることができる。</p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第10条 議長は、つぎに掲げる事項を記載した公聴会の議事録を作成し、これに署名押印し、意見を添えて区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 都市計画の原案または重点地区まちづくり計画の案の概要</p> <p>(2) 公聴会の開催日時および場所</p> <p>(3) 公述人の住所および氏名</p> <p>(4) 公述人の述べた意見の要旨</p> <p>(5) その他公聴会の経過に関する事項</p> <p>(公述に対する見解の公表)</p> <p>第11条 区長は、公聴会における公述および質疑の内容について、その要旨と公述の内容に対する区の見解をまとめた書面を作成し、公表するものとする。</p>